

入院期間が 180 日を超える入院について

入院医療の必要性が低い患者様の事情により 180 日を超えて入院（難病患者等入院診療加算を算定する患者等を除く。）する患者様については、180 日を超えた日以降の入院料及びその療養に伴う世話その他の看護に係る料金として、下記の金額を徴収させていただきます。

地域包括ケア病棟入院料1（13対 1） **968円**（税込み）
（特別入院基本料の場合）

下仁田厚生病院長